

愛川町地域公共交通支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む公共交通事業者を支援するとともに、町民が安心して公共交通を利用できるよう車内の衛生的な環境を確保するため、路線バス事業者及びタクシー事業者に対する交付金の支給等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付対象となる者は、この要綱の施行の日において既に事業を営んでいる事業者で、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内を運行するバス路線を有する路線バス事業者
- (2) 町内に事業所を置くタクシー事業者

(交付額)

第4条 交付額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この要綱の施行の日において、路線バス事業者が保有する路線バス車両(高速バスを除く。)のうち、町内を運行する1日あたりの車両台数に2万円を乗じて得た額とする。
- (2) この要綱の施行の日において、町内に事業所を置くタクシー事業者が当該事業所で保有する車両(旅客を運送している車両に限る。)数に1万円を乗じて得た額とする。

(交付請求)

第5条 交付金の交付を受けようとする者は、愛川町地域公共交通支援事業交付金請求書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長が定める期間までに請求しなければならない。

(1) 町内を運行する1日あたりの路線バス車両数を確認できる書類又はタクシー事業者の保有する車両数を確認できる書類及び一般乗用旅客自動車運送事業の許可書の写し

(2) その他町長が必要と認める書類

(交付金の交付)

第6条 町長は、前条の規定による交付金の交付請求があったときは、交付金を交付するものとする。

2 交付金の交付は、1事業者あたり1回を限度とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。